資料1

立川都市計画道路3･2･10号緑川通り線
および用途地域等の変更素案について

令和5年9月4日(月)
立川市都市計画審議会
報告事項

まちづくり部都市計画課

説明内容

1. 都市計画変更予定箇所について

2. 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

3. 変更素案について

4. 用途地域変更に係る整理について

5. 前回の質問について

6. 今後のスケジュールについて

都市計画変更予定箇所について

［概要］

■ 起点：富士見町2丁目～終点：曙町3丁目（立3・1・34～立3・3・30）
■ 延長：約1,910m
■ 幅員：16m～30m

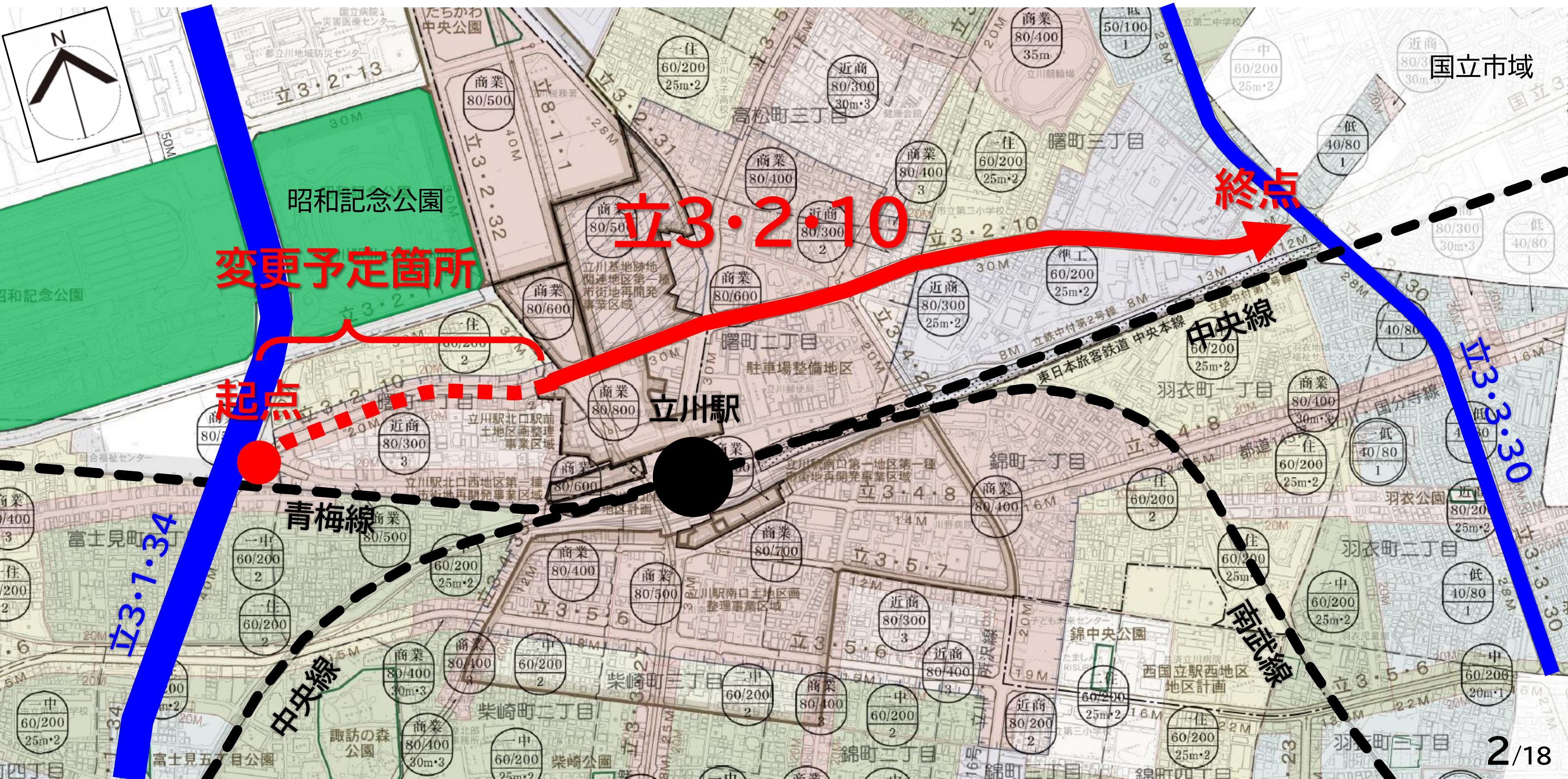

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ 基本方針の策定について

【 現 状 】

○都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年ごとに事業化計画を策定し、優先整備路線の選定により整備を推進する一方で、都市計画道路の必要性を検証のうえ、適宜計画の見直しを実施

○人口減少・高齢化が進み、道路整備への投資額について大幅な増加は見込めない

【 背 景 】

○優先整備路線の整備推進により「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路ネットワークの約8割が完成

○一方で、優先整備路線に選定されなかった残る約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要し、都市計画法による建築制限が更に長期化

策定

令和元年11月　東京都・特別区・26市2町
「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」
優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ 検討対象

必要性が確認された路線のうち、優先整備路線に選定されなかった路線（延長約535㎞）

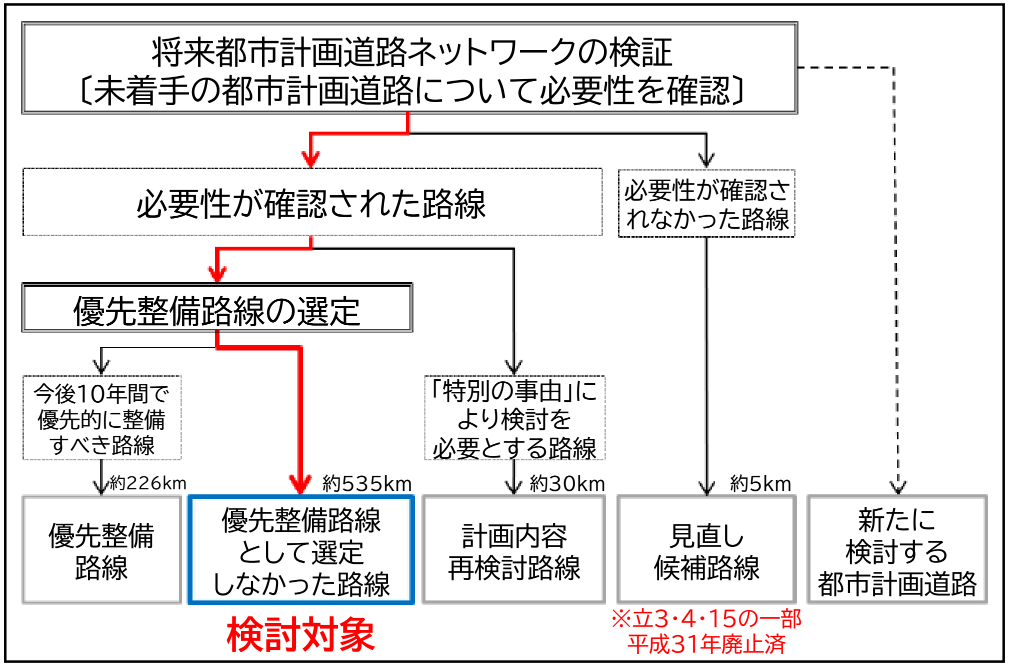

図　本方針における検討対象

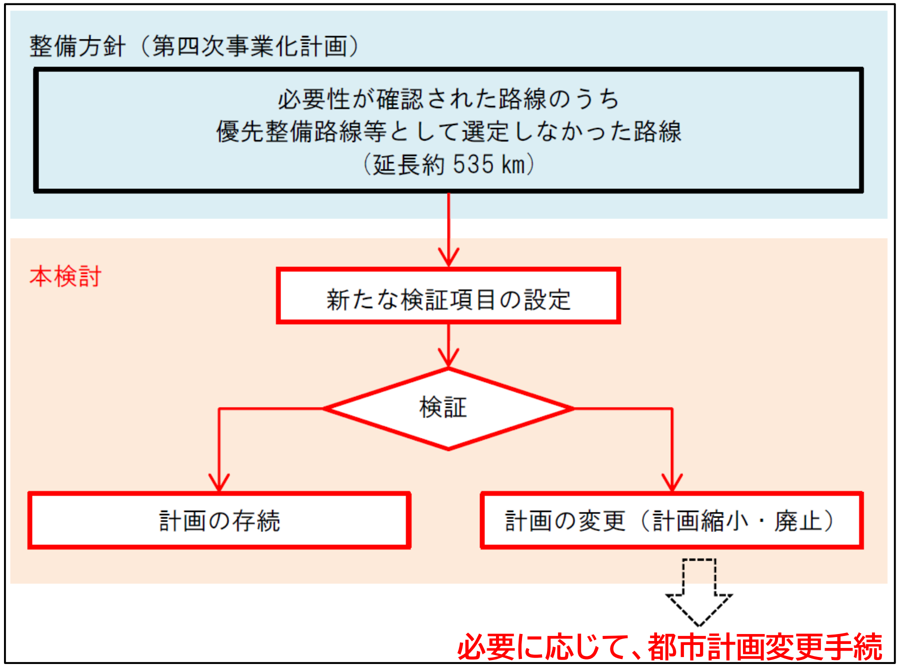

図　本方針の検討フロー

■ 検証項目

① **概成道路における拡幅整備の有効性の検証** ← 立3・2・10号線の一部が該当

② 交差部の交差方式等の検証

③ 計画重複等に関する検証

④ 地域的な道路に関する検証

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ 「概成道路における拡幅整備の有効性」の検証対象

都市計画道路(事業中または優先整備路線等を除く)のうち、概成道路となっている区間を対象
※概成道路…多摩地域においては、都市計画道路のうち現況幅員8m以上が確保されている道

■ 検証方法

- 道路構造条例等を踏まえ、車道部及び歩道部について現道の評価幅員を設定
- 歩道部及び車道部それぞれの現道幅員がその評価幅員以上の場合「計画変更(現道合わせ)」

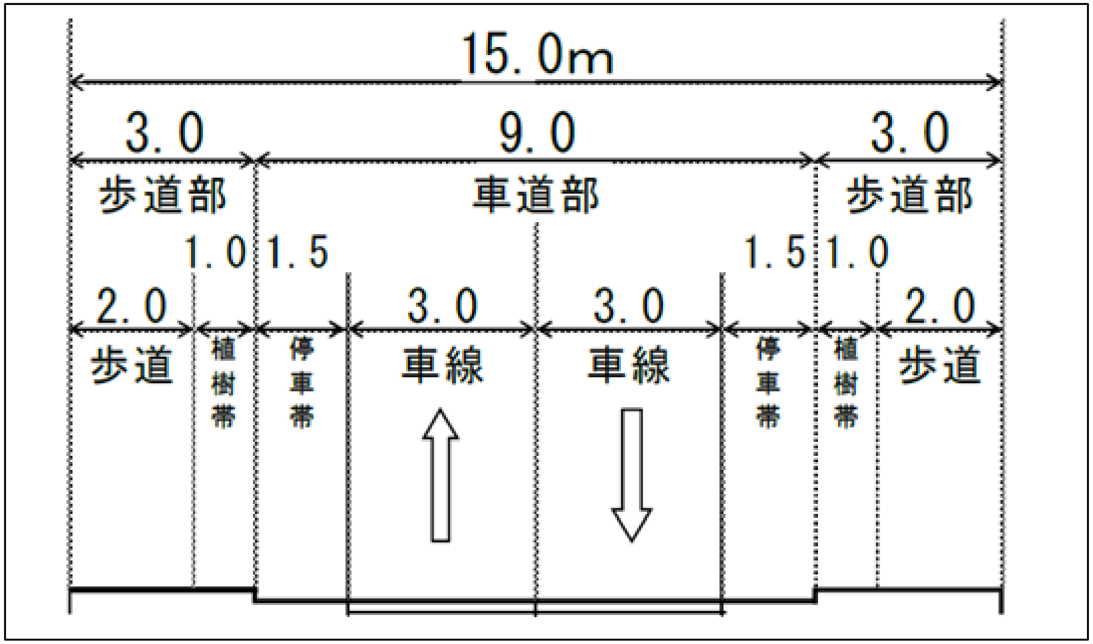

図　往復2車線道路の評価幅員の構成例(歩行者交通量が多くない場合)

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

■ **検証結果**

立3･2･10号線の概成区間（計画幅員20m･現道幅員15m）
→評価幅員のとおり現道が整備されている
→拡幅整備の有効性が低いことから<u>**現道幅員に合わせて都市計画変更**</u>